

公開講座 (2020. 12. 12)

東海研における 町内会・自治会・コミュニティ研究の到達点と課題

講師：中田 實 (名古屋大学名誉教授)

今回のテーマは、東海自治体問題研究所 (以下、東海研) が町内会・自治会・コミュニティの問題でどんなことをしてきたか、今後の課題は何かということですが、以下、簡単に整理してお話しさせていただきます。

内容的には4つの項目に分けています。まず東海研では、このテーマでどんなことをしてきたかということです。2番目は、そもそも町内会・自治会・コミュニティ研究とは何か、ということ、3番目は、町内会・自治会は今もいろいろ問題を抱えていますが、その状況、そして4番目に、町内会・自治会・コミュニティの今後の方向について、です。

1 東海研における町内会・自治会研究の歩み

東海研の設立は1973年ですが、設立当初から町内会・自治会研究部会 (現在は、地域づくりと住民自治研究会) を置いて、一貫してこの問題を取り上げてきました。

その背景になっているのは、1969年に国の国民生活審議会が出した『コミュニティ』という報告書で、これが国 (自治省他) や自治体のコミュニティ政策の背景となっています。愛知県は、1973年から、それは東海研設立の年ですが、コミュニティづくりの政策を始めています。名古屋市の場合はちょっと遅れて、1980年から、コミュニティという名前のついた種々の施策を展開しています。こういう背景がありました。

当時、コミュニティということがいわれ出したときにも、あるいはそれ以前からも、町内会や地域組織についてはいろんな意見があ

りました。

代表的な主張を3つ挙げますと、まず1つは、とくに町内会、そしてその上に組織されるコミュニティは、いずれも住民支配のために上からつくられる非民主的な組織だというもので、こういうものは民主的な地域社会をつくるためにはなくさなければならないという「町内会・コミュニティとも否定」の立場です。第2は、いまは町内会の時代ではなく、コミュニティという新しい組織が必要だという「町内会でなくコミュニティ」という主張で、これは『コミュニティ』報告書の立場でもあります。第3は、町内会はコミュニティの基盤であり、町内会とコミュニティは住民の自治組織として一つのものとする「コミュニティの基盤としての町内会」という捉え方をして両者を重視すべきだとする主張で、これが東海研の町内会・自治会研究部会の立場でした。

それでは実際にどんなことをしてきたかという、第1に、部会の研究会とともに、市民と一緒に考えるシンポジウム形式の研究会を開いてきました。最初は毎年やっていましたが、この問題は全国に関心をもつ人がいまして、問題も全国的にあり、各地でこれをやりたいという要望があることで、隔年にして、東海圏以外でも神戸や横浜で開催してきました。最後は1999年ですが、これは京都で開いています。このように、東海研の主催で、全国で研究会 (シンポジウム) を展開してきました。こうしてみれば、町内会の問題は全国的な問題と見ていいと思うのですが、なぜか

他の研究所ではあまり取り上げられてきませんでした。東海研では、毎年、自治体学校を開催していますが、その分科会でも、「町内会・自治会・コミュニティ」といったものを置いてきました。現在は内容をもう少し広げて「住民の自主性を育む地域づくり」という分科会名になっていますが、ずっと一貫して住民組織の問題を取り上げてきています。

全国的にもなかなか取り上げられないのですが、第48回（2006年）の全国自治体学校では、このテーマを取り上げています。これは愛知で開催されたもので、愛知の実行委員会で「住民自治のまちづくりとコミュニティ・地域内分権」という分科会を置こうということになり、全国から集まった人びとで議論が盛り上がっています。

それ以降も、こういう活動は必要ではないかという声は出ているのですが、やはり広げられないできています。ただ第54回（2012年）の全国自治体学校、これは浜松で開催されていますが、東海圏ということで愛知からも分科会の運営委員が出ていて、そこで町内会・コミュニティの問題をもう一回取り上げています。しかし、継続されていかないという状況は変わっていません。

東海研のこの取り組みのもう一つの目玉は、出版事業です。ここでは自治体研究社刊行の著作を取り上げますが、この研究部会では、共著本として、これまでに7冊の単行本を出しています。

最初の本が出たのが1978年で、部会ができて5年目です。それは『町内会・自治会』という新書判のものでした。類書がないということもあり、1980年までに4回、増刷されています。ただ、新書版では書けることに限界があり、もっと内容のあるものをつくろうということで、1981年に『これからの町内会・自治会』というB6版の本を出しています。これも7回増刷されて1992年がその最終版となっています。それからコミュニティについてよくわからないという意見が多かったことを踏まえて、1984年に『コミュニティ活動入

門』を出しました。他方で、自治会の改革が進んできますと、規約の見直しが問題になってきます。どういう規約がいいのかという質問もありまして、1991年に『自治会・町内会モデル規約』をつくりました。これは2004年に新版、2016年に改訂新版が出されて、現在も刊行中です。

さらにその後の1996年に『町内会・自治会の新展開』、2009年に『地域再生と町内会・自治会』を出します。この後者は、改訂版が2012年に、そして改訂新版が2017年に出ており、この改訂新版の2刷が今年（2020年）出ており、これも今、生きています。そして2010年に『地域コミュニティ最前線』という、7冊目の本が出ています。いずれも自治体研究社出版のものであります。

これらの本の執筆者は、当地を中心とする自治会の役員と研究者です。自治会の活動を担っている方々が実践をふまえた原稿を寄せてくれています。伝統的な町内会から新興の住宅団地自治会まで、実際に町内会・自治会あるいは管理組合を担っている会長や役員たちです。具体的には、名古屋市内の名東区・西一社住宅管理組合、天白区・平針住宅自治会、緑区・森の里荘自治会等、名古屋市以外では、春日井市・藤山台団地自治会、県外では三重県四日市市・笹川公団団地自治会等、大きな自治会の会長さんたちが参加・執筆しています。

これらの事例の多くは新興団地自治会が舞台になっていますが、そこでは地域のいろいろな活動が紹介されています。新しい団地ができると、すぐ問題となるのが幼稚園、保育所、小学校がない、交通が不便というようなことで、住民運動が広がっていきます。その運動によって小学校、幼稚園、保育所等が整備されていきます。すると住民運動はそれで終わりになるのですが、上記の諸地域では、その地域の課題が解決した後も、その地域の住民組織そのものの民主的な運営のほうに展開していきます。だから住民運動の延長・発展・定着の中で、自治会等の住民組織の民主的運

営ができてきたということが、これらの地域を貫く共通の特徴でした。

著作物に戻れば、単著として、初代の研究所事務局長の山崎丈夫さんの『まちづくり政策論入門』や『地域コミュニティ論』、私の『地域分権時代の町内会・自治会』、これは2017年に新版をつくって昨年3刷となっていますが、そういったものがあります。

こういう著作物の刊行や各種の集会などを含め、なぜ東海研ではこのような活動が持続されてきたのか、逆にいえば、ほかの地域ではなぜそれができないのか、と思わずにはいられません。この問題に関心を持って実践している住民は全国にいます。これは全国的な集会をやれば参加してくださる方が全国にいるということですが、それではなぜ、各地の研究所のテーマとして取り上げられないのでしょうか。東海研が事例として取り上げてきた自治会等は、前述のように、住民運動を継承・定着させた組織が多くあります。自治会の活動は、地域における民主主義の実践の場となりうるものですが、これは、住民の力で自治会を住民の組織にできるということです。民主主義の実践として自治会の活動がありうることを、住民の力で実証してきた。しかし、それは東海でしかできないはずはないと思うのですが、逆に見れば、そこに東海地方の地域の特徴が何かあるのかもしれない。極論すれば、全国には、一方で自治会、町内会が古いままであり、時代後れのものと否定する意見が強くあり、もう一方には、その影が薄くて、なくても困らないとして無視されるという、この両端があると思います。東海という地域はちょうどそれらの中間で、重すぎも軽すぎもなく、ほどほどに古くてもなお意味があり、新しい面も見えるというこの両面があって、一方的に切り捨てることをしないできたということかも知れません。

2 町内会・自治会研究の枠組み

それでは、この町内会・自治会とは一体どのような組織なのかについて、あらためて整理

しておきたいと思います。

これらは一言でいえば住民組織です。以前には、行政による住民管理組織だとみる議論も強かったのですが、現在では、住民自治組織という捉え方が定着してきているのではないかと思います。歴史的な経過のなかで、とくに第二次大戦中に、行政末端組織として市制町村制法上に位置づけられた経緯があり、占領軍は戦争協力組織としてこれを禁止しますが、占領が終わって禁止令が解かれると、制度的には何ら手がつけれないまま、形の上では任意組織ということになります。ただ任意組織であります、行政とのかかわり方は市町村ごとに多様です。一方に、少数ですが、この組織はないものとして無視する自治体もないわけではありませんが、多くのところでは、行政と住民とをつなぐ組織として、何らかの位置づけを与えるという形が広く認められています。

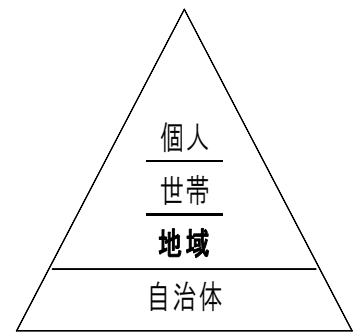
事実、この組織は行政と住民との間に存在しているのですが、この組織は、住民から見れば、住民が運営していますから、運営のあり方は住民が決めることができる。これが非民主的だといって拒否・敬遠する住民もいたし、現にいるのですが、それは、住民がそういう状態を変えていないからではないか、住民が非民主的な組織として拒否・敬遠している限りこれは変わらずに非民主的なままにとどまります。しかし、住民がそれを変えようとすれば、それは民主的なものに変えられる。住民組織とは、そういう性格のものではないか。これが基本的な枠組みです。

町村合併によって行政区域の広域化が進み、行政と住民との距離が遠くなり、地域という領域も広がってきています。そこに地域活性化や災害時の助け合いの問題、あるいはこれからの福祉や環境保全等、いろんな問題で、この組織の役割が期待されるようになっていきます。多くの場合、合併前の自治体の区域がその一番広い単位となって、コミュニティ組織等としてこれらの役割が期待され、そこで一定の分権化とともに自治体内での制度化も

進んでいきます。先ほどの鈴木先生のお話にもありましたように、地域自治区という地方自治法上の制度もできました。これは、行政への参加、つまり、決定への参加機能を果たすために、住民の意思を代表する機関をつくることに力点があります。しかし、地域には、住民の意思をまとめる組織が存在してきました。これが本当に全住民の意思をまとめるものになっていたか、という点は検証の必要がありますが、住民の意向はこれまでも町内会・自治会が代表するという形で表明されてきていました。行政もこれで動いてきていたのですが、地域自治区の場合には、市町村長が選任する地域協議会の委員が意見をまとめて表明することになっています。従来も住民組織があることはわかっている、それが任意団体でしかないために、制度化するときは、何か公式の仕組みを新設する形になります。そのために、協議会をつくっても屋上屋を重ねることになってしまうケースが多いと思われる。私たちが調査したある市の地域自治区の場合には、地域協議会ができたのですが、協議会が意思表示をするときには、その前に地域の既存の組織が意見をまとめ、地域協議会はそれを代弁する形で行政に伝えるということになっていました。そういう意味では、住民組織がちゃんと機能しているところでは、あらためて屋上屋を架すような制度は不要ということで、地域自治区の制度はなかなか広がらない、ということになっているのではないかと思います。これは地域には、住民の自治組織が存在していることを示して、協議会化が進まないということは、意思決定の制度化が進まないということではなく、既存の住民組織があって、それが住民を代表する機能を果たしているからではないか。そうだとすると、こういう制度をつくることは、制度化という面では重要かと思いますが、そのためには、前提として、住民の自治の組織とその機能をちゃんと評価することが必要で、住民自治の推進には、これを生かすような形の自治の承認とその制度化が重要ではないか。

この点を考えないと、自治区の制度化もなかなか広がっていかないのではないかと思います。

このことは、地域というものの位置づけに関わっています。



簡単なピラミッド型の図で示せば、一番上の個人のところでは、個人の人権が尊重される。次の世帯のところでは、世帯への民事不介入ということでその自立性は保障される。一番下の自治体の層では、法的に自治が認められています。問題は、世帯と自治体との間にある「地域」いう領域で、世帯の集まりではありますが、世帯のバラバラの意思で動かせるものではありません。では行政がすべてを決めている領域かといえば、そうばかりではありません。では、この地域とは一体何なのか、これをどう見るかというのが私たちの中心テーマでした。私たちの主張は、これは住民（世帯）が共同して運営・管理機能を果たしている場ではないか。そういう住民の意思と協力でこの地域という領域がなり立っていて、そこでいろんな意見も出て決定も行われ、それにもとづいて、各種の事業も行われる、ということではないか、ということです。

それではこの地域はどう表現すればいいかといえば、私の言い方では、それは「地域を共同で管理している組織」ではないか。いいかえれば、住民の生活の場に存在する一つの自治の組織ではないか。個人や世帯、そして自治体にそれぞれ自治が保障されていることからすれば、この地域についても一定の自治が保障されるべきではないか。そしてこれを「地域共同管理組織」と呼び、これが地域の基本的な性格であると考えてきました。

それでは、この地域組織の特徴は何か、ですが、これは町内会の定義で使われてきたものと原理的には同じで、5つの特徴が挙げら

れます。

第一は、独自の地域区画を持っていて、相互に重なり合わないことです。これは自治体と同じです。地域性が極めてはっきりしています。

第二は、その地域に住所を置く全住民が関与する権利を持つことです。町内会加入は義務なのかという議論がありますが、そうではなく、全住民がかかわる権利を持つ組織です。

第三は、とはいえ、加入は生活単位としての世帯だということです。すべての住民個人に加入の権利があるという議論がありますが、例えば会費の負担や意思決定への参加について、小さな子どもまで同じように平等に扱うことはできません。加入の単位は、生活単位としての世帯であるが、地域内の全住民で構成しているという点は変わらない。だから世帯単位だから個人が無視されているということではありません。

第四に、この組織は、当該地域にかかわるすべての問題に関与します。ここで関与するというのは、解決するという意味ではありません。どう処理していくかを考えることも含めて、関与する組織です。地域の問題のすべての窓口となるという意味です。

第五に、したがって、その構成や活動によって、対外的には地域の住民を代表する組織となります。こういう特徴を持っています。

こうした特徴を持つ組織ですが、今、そのあり方の確認が求められているように思います。地域課題が出てくると、基本的に自治の単位であることの自覚と運営の充実が、課題として意識されるようになってきます。地域の事柄は、行政がすべてを決めているわけではありません。例えば交通安全策や防犯灯の増設なども、地域から提案することがあります。環境美化・保全、例えばごみステーションをどこに置くかということなども、行政だけで決めているのではなく、地域の意向を確かめて決めています。そのほかに、祭礼とか親睦行事のような住民独自の活動もあります。地域のことは行政がすべてを決めているわけで

はない。もちろん特定の個人や世帯で決めることができるわけでもありません。それだけに、この地域という場の運営をどのように自覚的、民主的に行うかが課題となるのです。とりわけ今、災害が多発していますし、高齢化も進んでいます。こういう状況の中で、近隣での助け合いが課題となり、その意義も評価されるようになっていきます。山村武彦さんが近所は「近助」だ、とっていますが、共助の一つである「近助」という性格を持っているのが近隣であり地域だ、ということです。それだからこそ、今、地域が注目されるようになっているのです。

3 町内会・自治会組織の現状

ところが、地域組織が今、大変厳しい状況にあることはご承知のとおりです。加入率の低下や担い手の不足です。高齢化や仕事が忙しいということで、地域活動に参加する人が少なくなっています。それによる活動の縮小や停滞も起きています。負担が大きくて実施が困難な行事を減らしていく。盆踊りや運動会をやめるところが増えていきます。そしてもう一方では、組織も解散していきます。子どもが減る中で、子ども会は大変大事な組織になっていると思うのですが、会を運営してくれる親がいないということで解散してしまう。高齢化で老人が増えていますが、老人会の数も減る一方です。婦人会は大分前に多くがなくなっています。このように、地域組織の力量がどんどん下がっていくという状況があります。

他方で、とくに大災害があると、これらの組織の必要性が叫ばれ、注目も集まっています。阪神淡路大震災のときには、神戸という大都会であったこともあってボランティアが注目され、ボランティア元年といわれましたが、その中でも長田区の真野地区のように自治会が活躍したことで注目された地域もありました。東日本大震災の場合は、町内会・自治会が復興の基本的な組織とみられて、その重要性があらためて認められました。

ただ、地域住民組織は、地域差も大きく、大変複雑です。とくに重層性を持っている点がほかの組織とは違います。自治体も市町村、都道府県と重層的ですが、世帯と市町村との間には、いくつかのレベルのまとまりや組織があります。向こう三軒両隣、組、町内会、その連合会、学区等々です。そしてこれらはすべて地域社会ということでくくられています。しかし、各レベルの区域ごとに、担う組織も役割も違ってきます。最近の自治体の福祉計画などでは、重層的な視点が入り入れられていて、福祉計画の一番基礎のところには、「学区」という、行政単位ではないものが事業の担い手として割り当てられ、さらにその下の「組」には見守りの役割が期待されるというように、行政の計画の中にも、この組織が入り入れられるようになってきています。

しかし、現実には、期待されながらもそれに応えることは難しい、という状況があります。その一つの構造的な問題が世帯規模の縮小です。世帯規模の変化を1980年と2015年で比較してみると、一般世帯の中の単身世帯は、愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県で、80年では1割～2割台で、その中での高齢単身世帯はわずかでした。ところが2015年になりますと、単身世帯の比率も増えてきて、名古屋では4割となっています。高齢単身世帯も増えて、愛知県で9.7%、名古屋で11.3%、三重、岐阜でもほぼ1割という状況です。100世帯の町内会だとすれば、10戸が高齢単身世帯です。あるいは10戸の組があるとすれば、そのうちの1戸は高齢単身世帯ということになります。

こういうことになりますと、世帯の暮らしだけで手一杯という世帯が増えてきます。大勢の家族員がいれば、家のことをやる人がいる一方で、お年寄りが地域へ出て行って地域の活動に参加する、ということもできたのですが、一人で全部やるということになると、家の中の用事で手一杯という状況が生まれてきます。ましてや高齢世帯、母子世帯というような世帯が増えてきますと、これはむしろ

支援してもらうことが必要になってきて、地域に出て行って活動することは難しくなってきます。この世帯構造の変化が、地域活動に向ける力を弱めているのです。

それからもう一つは、一人世帯はもちろんですが、単一世代の世帯が増えてきますと、地域情報の世代間の伝達ができなくなるという問題があります。例えば3世代同居の場合だと、祖父や父親の地域とのかかわりを子どもが見ていて、地域には町内会があつてこんな活動をしているということが、とくに教育だとか情報提供などしなくてもわかります。ところが単一世代の世帯が増えていくと、そういう地域情報の伝達経路がなくなります。世代間で伝達していく経路がないものだから、特別の地域情報伝達の方策をとらないと、情報を伝えることができない構造になっていきます。これも世帯規模の縮小から出てくる問題点の一つです。

こうして全般的に地域の活動力の停滞と低下が進みます。さらに社会的な活動が多様化し、NPO等々も多様にできていて、これらに参加する住民も増えてきます。ここでも、忙しくてとても地域のことなんかできないという、担い手の分散化も生まれています。

こういう中で、町内会・自治会の活動をどうしていくのかということです。町内会・自治会には、誰もが地域で暮らしていける地域社会づくりを担う中核としての役割が期待されており、とりわけ近年は、地域の福祉活動への関与の拡大・充実が求められています。高齢単身世帯や母子世帯を支えることです。こういう仕事は福祉行政の仕事だとか、地域でいえば民生委員の役割だということをやってきたと思いますが、民生委員の負担がどんどん重くなってくると、民生委員のなり手がいないという問題も起きてきます。地域では、支援を必要とする層が増えているのに、支援できる層はむしろ減っています。これをどう乗り越えていくかということですが、これは行政の役割の一段の充実とともに、地域でも、皆で力を合わせていくことの重要さがますます

す明らかになってきていると思います。

そのためには、まず地域が今どうなっているかという、地域の情報の把握と伝達の仕組みの改善、高度化が重要になっています。地域がどうなっていて、どんな課題があるかということをも住民皆で共有することが必要です。ところがその情報が地域の中でも、世代間でも日常的に共有され、継承されるという構造がなくなっているのですから、従来とは異なる情報提供をしないと伝わりません。町内会加入率の低下について、加入していない人にその理由を聞く調査の結果では、加入しない理由として、自治会があるかどうか知らないとか、何をやっているかもわからないので、という項目を挙げる人が結構多いのですね。情報がなく非加入の大きな理由になっています。となると、参加するのはその情報をもっている旧住民だけということになってしまいます。情報が伝わらずに地域の状況を知らなくて加入していないということですから、それを「非加入者はけしからん」みたいなことを言っている人も、そもそもかみ合っていないという構造になっています。

そこで、今の自治会の立て直しの中では、適切な情報提供をすることが大事ということがわかります。特に非加入、未加入の住民にどのように地域情報を提供するかが大きな問題になっています。これまでの地域情報は回覧板と掲示板が中心で提供されてきました。しかし回覧板は加入している人しか見られません。比較的細かい情報が伝わりますが、回覧ですから次へ回してしまったら手元に残らないし、回覧に時間がかかるという問題もあります。掲示板は、非加入者も見ることができる利点がありますが、立って読むということで、細かいことは伝えられません。いずれも強みと弱みがある。やっぱり大事なものは広報紙だと思います。これも出していけばいいほうで、発行は年1回などという自治会も結構あります。これでは報告中心で、行事の「お知らせ」の機能は果たせません。やはり月刊で、各世帯にちゃんと置いておくことが

できる広報紙を出すことが重要だと思います。また、未加入者宅に届ける方法を工夫することも重要な課題です。現在では、ネット利用も広がり、ホームページを立ち上げている自治会も増えているように思います。これは公開性が高く、非加入者も見ることができる利点がありますが、技術的に利用できない住民がいるという弱みもあります。いずれにせよ、情報提供の問題が大変重要なテーマになっていることをとくに指摘しておきたいと思います。

それから、地域住民として地域にかかわるというのはどういうことを考えたいと思います。職業で忙しい、市民活動、NPOで忙しいという人も多いのですが、そうした活動と地域活動とは二者択一なのか、ということです。職業、市民活動をしている人たちもみな住民です。としたら、職業、NPOと住民の関係は、あれかこれかではなく一体のもの、つまりどちらも大事という、こういう認識をしないといけないのではないかと。NPOをやっているから地域のことはできないということではなく、人はこの両面を持つのですから、両面できちんと担うことが必要、ということです。

4 今後の方向

そうした事情を踏まえた上で見えてくる今後の方向は、町内会・自治会・コミュニティが持つ強みを発揮するということです。何かというと、とにかく近くにいる人たちの組織だということです。直接・間接に、さまざまなふれ合いがある。これは近くにいるということの強みですね、ほかではこんな関係を持つことはできません。

このことが、ちょっとした変化への気づきを可能にします。何かに気づいて、ちょっとおかしい、ということで通報する。自治会によっては、鍵を預かっていて、いざというときには開けて入って確認してくれるという、そういう信頼された自治会もあります。一人暮らしが増えてくると、こういうつながりが

大事になっていて、これをどう広げていくかが大きな課題になっています。町内会の強みをどう伸ばすかということです。

ただもう一方では、近いがゆえに緊張関係が生じるという問題もないわけではありません。ここでは生活条件の相互理解が大事です。従来、世帯のことは世帯内で処理するというのが基本でしたから、家の中のことは近所には知られたくないという気持ちがありました。ところが一人暮らしでは、こうした気持ちだけでは不安、ということも出てきます。むしろ、「近所の人がいるから安心」という状況をつくっていくことが大切です。お互いに非難し合うのではなく、相互支援の体制をつくっていくことが大事、ということですね。

その中で、地域の課題も高度化し、深刻化してきています。支援できる人が減ってきていて、むつかしい問題についての負担減をどう図るかも課題となってきました。通院への同伴といったことならまだいいのですが、専門的な知識が必要な支援も増えてきます。貧困の問題でも、個人では何ともできないことが多いですね。そうすると、自治会や隣近所での対応でなく、むしろ専門機関との連携が大事です。難しいからできないと放置するのではなく、その問題を解決できる組織につなげていくことが大切です。問題によって、連合町内会や学区組織、あるいは専門業者や団体、さらには行政につなげることも必要です。名古屋市昭和区内のある自治会では、NPOを立ち上げて、運動会はこのNPOにやってもらうことにしています。あるいは防災訓練について、地域内の土建会社が機材などを提供して、大変充実した訓練ができていところもあります。このような地域の諸組織との協働を検討することも必要でしょう。こういう連携を模索し、広げていくことができれば、先ほど挙げた子ども会をみすみす解散させてしまうことや、民生委員が孤立化して苦勞し、委員になってくれる人が減り、残った委員の負担が増えてますますやり手がなくなるというような悪循環を防ぐこともできます。連携によっ

て支え合うことが、ますます重要になってきています。また、こういう取り組みにたいする行政の支援体制を整備していくことも、これからますます大事になってきています。

それから、地域住民組織の制度化を進めて、その組織と機能を安定させることも課題です。一つは法人化です。地方自治法260条の2に規定されている「地縁による団体」もその一つです。町内会等で集会所や土地を所有しているものがありますが、町内会は法人ではありませんので、それらの登記は個人名で行うしかありません。会長が代るごとに登記の切りかえが必要ですが、面倒なため、昔の人の名前のままになっているものが多くあります。「地縁団体」になれば、団体名で登記ができますし、事業展開でも有利、ということもあります。

また、自治会の中で、会費負担について、とくに高齢世帯で、会費が払えないので脱退するという事例も出てきています。こういう、支えが必要になってきている高齢者が脱退してしまうようなことになると、これはむしろ課題解決に逆行することになりますので、何らかの減免措置も必要になってきます。高齢単身世帯、あるいはシングルマザー世帯を考えて、会費を世帯の人数割りにすることを検討する自治会も出てきています。これまでの仕組みを、地域の状況に合わせて考え直してみる必要があるということですね。

このような地域での助け合い、政府の言い方では自助・共助に当たる部分でしょうが、この部分が大変重要になってきていることは確かです。地域でも、この課題に取り組む動きが強まっていますが、それをいいことに、こういう問題は地域の共助でやらせようと誘導する政府の動きも強まっています。先ほど鈴木先生も指摘されていた新自由主義の「小さな政府」論です。公助（政府）はなるべく小さくして、自助・共助で担うようにさせようという方向です。地域でも、住民の幸せのためにできることはやろうとしますが、その

力は様々ではありません。地域だけにやらせようとするれば、そのことによってますます矛盾が深まります。これまで、政府の政策は、負担を住民に押しつけ、行政機構については統廃合や人員削減・規模縮小をする方向で進められてきました。その結果は、このコロナ禍で露呈した保健所の姿です。肝心の時にちゃんと機能するように整備されていなければならないのですが、自助に依存することで、公助の部分が削減されてきたことが明らかになりました。それをさらに進めようとするのが国の「2040構想」です。2040年の状況に合わせて行政のあり方を変えろという、逆向きの動きです。

自助・共助についていえば、私は自助・共助・公助はいずれも重要なものだと思っています。ただ、今の政府の動きは、公助を抑制するために自助・共助を利用しようというもので、これは基本的に間違っています。こういうことでは自助も共助もなり立たなくなってしまう、いざというときに大変厳しい状況になってしまうのではないかと恐れています。住民側の取組みが弱いと、行政は行政の論理を押し付けやすくなります。住民が真剣に取り組む、行政にも要望を出していくと、行政もそれなりに対応して取組みが進むこともあります。住民の要望が具体的にありということ、行政の仕組みを現実合ったものにしていくための前提条件として重要です。

現在は、町内会・自治会にしる、学区・コミュニティにしる、任意団体としての性格が強いのですが、これを住民自治組織として、それが本来持っている共同管理の実態を踏まえて、その充実のために必要な条件は何か、また、それに対して行政はいかなる対応をすべきか、こういうことを研究し、明らかにしていくことが課題となっています。

私たち東海研の町内会・自治会研究は、こういうことを明らかにしようとして取り組んできたということでもあります。

いろんな人と話をしていると、自治会の役についている方が結構多くいらっしゃいます。

東海研では、研究会や自治体学校の分科会で議論していますので、どうぞそこへ参加して活動をご紹介いただき、一緒に研究を進めていけたらと思います。よろしくお願ひします。ご清聴、ありがとうございました。

